

都城市行政手続オンライン化推進宣言

都城市は「都城デジタル化推進宣言2.0」を宣言し、デジタル技術を積極的に活用することで市民サービスの向上を図り、利便性が高く豊かな街を構築することを目指しています。

また、官民データ活用推進基本法で、行政機関等に係る手続について、オンライン利用を原則とすることを定めていることから、原則として、全ての行政手続のオンライン化を推進していきます。

行政手続きのオンライン化推進

- 令和6年度末までに、法令等により対面が必要なものなどを除いた全ての行政手続きのオンライン化を実施し、オンライン化にはマイナポータルなどの国が構築するシステムを使うことを原則とします
- オンライン化に取り組む過程で、業務フローを見直し、業務効率化を図るとともに、入力項目の簡素化、添付資料の省略など市民の利便性向上を図ります
- 積極的に広報を行うことで、オンライン利用の促進を図ります